令和元年度事業計画書

令和元年７月１日から令和２年６月30日まで

1.基本方針

元号が平成から令和に変わり、東日本大震災から８年が経過し、９年目を迎える。

宮城県の内陸部では被災した建物、道路等の復旧が進み、震災の影響を感じる要素は日に日に少なくなってきている。一方、沿岸部の復旧は道半ばである。震災の風化も進み、これからコミュニティーの再生が大きな課題となってくる。

本協会も公益社団法人移行から７年目を迎える。平成30年度の事業実績や活動を検証して、令和元年度も公共嘱託登記業務の適正かつ迅速な処理を目指す。そのためには、常に社員の力を結集できる情報の共有化と組織運営を心がける。また、役員の役割分担の明確化と連携を強化し、集団運営体制の確立を目指す。一層充実したガバナンスの確立を図り、組織体制も役員の多種多様な発想、イノベーションを積極的に取り入れ、時代の要請、新しい課題（空き家問題対策等）に果敢に臨む。

公益目的事業については、登記所備付地図作成作業を重点的に取り組む。昨年度から引き続き作業を進めている石巻市内の事業に加え、本年度も石巻市内の事業を受託する機会を得た。該当地区の社員のみに頼らず、県下社員の能力を集結し取り組むことが必要である。これまでの地図作成作業の問題点、反省点を踏まえてより良い改善策の検討を行い、社員が一致団結して、地図作成作業に協力できる体制を作り上げることが必要である。

土地境界や公共嘱託登記に関する普及啓発事業については、主催する公開イベントである「伊達な地図づくり in 宮城」のシンポジウムを６回開催し定着してきた。今年度も新しい切り口で、県民の関心事をリサーチし、地図の役割、登記の重要性を啓発し、公益法人としての当協会の役割をさらに周知していきたい。

法令、定款、諸規定の遵守、透明性の高い運営を常に心掛け、官公署はもとより、県民からも信頼され必要とされる組織として、業務の提案や、安定した業務委託を目指し、諸施策に取り組む。

公益目的事業の具体的内容を以下に示す。

(1)公共嘱託登記に係る受託事業

従来の官公署からの受託業務はもとより、被災した道路・河川の復旧工事や高台移転等に伴う分筆登記業務等、国、県、市町村の行う震災復興関連の公共事業に伴う調査・測量・嘱託登記手続きの実施

(2)法務局備付となる地図の作成受託事業

東日本大震災で被害を受けた地域における復旧・復興の加速化を実現するため行う震災復興型登記所備付地図作成作業の実施

地図作成作業の成果の活用（道路境界管理図面の作成等）

(3)登記基準点設置事業

宮城県内に認定登記基準点の設置

(4)境界や公共嘱託登記に関する普及啓発事業

官公署主催の研修会への講師派遣、県民、官公署等へ制度の普及啓発活動

(5)公共嘱託登記事務及び調査測量並びに地図に関する研修事業

当協会が業務を通じて長年培ってきたノウハウを活用して、災害時における筆界復旧のための対応策の研究をはじめ、他団体とも協働して、不特定多数者の多様なニーズに応える研究を進めていく。現在も参加している「宮城県災害復興支援士業連絡会」に、組織として積極的に参加する

2.令和元年度事業計画

《総務関係》

(1)公益社団法人ガバナンスの充実

・各種規則の整備

・法人運営のための情報収集及びスキルアップのための各種説明会、研修会の参加

・社員向けの情報の発信（公嘱かわら版の発行）

・関係団体と情報交換を密に行う

・効率的な会務運営の検討

《経理関係》

(1)公益法人会計基準に沿った適正な会計処理の実施

(2)継続的な出納確認による経理の透明性の確保

(3)公益法人会計の理解を深めるための研修会への参加

(4)月会費未納者ゼロを目指した啓発活動

《業務関係》

(1)公益法人における業務処理体制の整備

(2)地図作成作業業務の効率的な対応検討

(3)公益目的事業遂行のための社員研修

(4)登記基準点の設置

(5)地図作成作業成果を活用して道路境界管理図面の作成等

(6)官公署からの相談対応

《広報関係》

(1)公嘱ニュースの発行（内容の充実）

(2)公益法人に対応したホームページの更新

(3)県民、官公署等への制度の普及啓発活動

(4)研修会への講師派遣